

令和8年度

長浜市事業者応援『ながはま割』デジタルクーポン事業
第2弾

参加店舗募集要項

<募集期間>

令和8年4月10日～令和8年5月8日

ながはま割第1弾からの主な変更点は、下線（波線）により明示しています。

長 浜 市

（「ながはま割」デジタルクーポン事務局）

1 事業目的

長浜市では、令和8年6月1日から8月23日の84日間、長浜市内の対象店舗（小売業、サービス業、飲食業）で利用できるデジタルクーポンを配信します。

これにより、長浜市内における購買意欲の喚起と消費拡大を図り、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた長浜市内事業者を支援し、地域経済の活性化と好循環を促進します。

2 事業の概要

- (1)事業名称 長浜市事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン事業第2弾
- (2)割引券の名称 ながはま割
- (3)割引券の種類 電子割引券（※以下「デジタルクーポン」）
- (4)総事業費 5億円（内、割引原資額：4億6,007万円）
- (5)実施期間 令和8年6月1日～令和8年8月23日

区分	クーポン取得及び利用期間
第1クール	令和8年 6月 1日(月)10:00～ 6月14日(日)
第2クール	〃 6月15日(月)～ 6月28日(日)
第3クール	〃 6月29日(月)～ 7月12日(日)
第4クール	〃 7月13日(月)～ 7月26日(日)
第5クール	〃 7月27日(月)～ 8月 9日(日)
第6クール	〃 8月10日(月)～ 8月23日(日)23:59

※ 利用期間中であっても予算上限に達し次第、終了。

(6)割引券の概要

①割引利用区分

利用額（店舗での購入金額）	割引額
1,000円～1,999円	400円
2,000円～2,999円	800円
3,000円～3,999円	1,200円
4,000円～4,999円	1,600円
5,000円以上	2,000円

②利用金額設定

※1利用者が1会計時に利用できる金額及び割引額は上表のとおり。

※デジタルクーポンは2,000円分が配信され、利用期間内に400円毎に分割して利用可能。

（1,000円毎に使える400円分割引クーポンを5枚セットで配信）

③割引率 最大40%

※区分毎に400円～2,000円の割引額を決定

④利用制限

※全期間（第1クール～第6クール）を通じて、同一の店舗でクーポンを利用できるのは、お一人様1回限りとなります。利用金額の多少に関わらず、同じ店舗で2回以上利用することはできません。

- (7)利用対象者 長浜市 LINE 公式アカウントの友だちとなり、デジタルクーポンの配信を受けた者（市民以外の利用も可能）
- (8)利用可能店舗 長浜市内の店舗（※小売・飲食・サービス業）のうち、本事業の対象店舗として登録された中小企業・小規模事業者
※大手企業、大手フランチャイズチェーン等、一部対象外あり
※参加資格の有無は、下記「3 事業者（店舗）の参加資格」で確認のこと。
- (9)事業受託者 株式会社 東海道シグマ（静岡県静岡市）

3 事業者（店舗）の参加資格

本事業に参加できる事業者（店舗）は、長浜市内で店舗を運営する中小企業・小規模事業者等（※）で、以下の参加資格を満たす事業者。

※デジタルクーポンは、長浜市内の店舗での利用に限ります。

(1)中小企業法に定める「小売業」「サービス業」「飲食業」に合致する中小企業・小規模事業者であること。（中小企業基本法第2条第1項第3号及び第4号に該当する企業）ただし、会社法で定める大会社（※1）の子会社（※2）であると判断できる事業者は、対象外とする。

○小売業：資本金5,000万円以下又は常時使用する従業員数50人以下

○サービス業：資本金5,000万円以下又は常時使用する従業員数100人以下

（飲食業はサービス業に含む。）

※1）大会社：次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。（会社法第2条第6号）

（イ）最終事業年度に係る貸借対照表（第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、同条の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、第四百三十五条第一項の貸借対照表をいう。ロにおいて同じ。）に資本金として計上した額が五億円以上であること。

（ロ）最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であること。

※2）子会社：会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。（会社法第2条第3号）

(2)長浜市内に本社、本店を置く事業者は、中小企業・小規模事業者であるか否かに関わらず対象店舗とする。

ただし、長浜市内に本社、本店を置く事業者であっても、フランチャイズチェーンの加盟店は(4)

の基準による。

- (3)「観光関連業」は、中小企業・小規模事業者であるか否かに関わらず対象店舗とする。また、市有施設並びに市が出資する法人等が経営する施設については、業種の区分なく対象とする。
- (4) フランチャイズチェーンの場合、加盟店（フランチャイジー）が中小企業・小規模事業者であっても、本部（フランチャイザー）が(1)に規定する中小企業・小規模事業者に該当しない場合は対象外とする。
- (5) 企業内に設置される小売店や飲食店など、利用者が限定され、かつ広く一般市民の利用を目的としない店舗は対象外とする。
- (6) その他、地域福祉や市民活動、地域づくりなどに取組む事業者で、かつ、当該事業者が生産活動として行う飲食業、小売業、サービス業など、本事業の趣旨に合致すると市が認めるものは対象とする。（公的保険制度の適用を受けない事業で、一般市民が事業者から直接に商品購入、サービスの享受を受けるものに限る。）

★本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- A) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）
- B) 個人事業主本人（なお、専従者（家族従業員）は「常時使用する従業員」に含む。）
- C) 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等
 - (c1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）
 - (c2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※）」の所定労働時間に比べて短い者

※「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とする。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

つまり、「1日の労働時間及び1か月の所定労働日数が通常の従業員の4分の3以下」又は、「1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が通常の従業員の4分の3以下」の場合は、「(c2)」いわゆるパートタイム労働者に該当し、常時使用する従業員数に含めないものとします。

4 「ながはま割」の利用方法

利用者は、以下の手順で「ながはま割」に参加いただけます。

(1)長浜市 LINE 公式アカウントを友だち追加

(2)利用登録（初回のみ）

長浜市 LINE 公式アカウントから「ながはま割 LINE アプリ」に自動遷移するので、属性情報等を入力して利用登録を行います。

※LINE アカウント 1 つにつき 1 登録のみ可能。

(3)利用登録後、デジタルクーポンが自動配信されます。

(4)デジタルクーポン利用

利用期間内に参加店舗で会計時にレジ付近に設置された QR コードを読み取り、デジタルクーポンを利用し、割引を受けます。デジタルクーポンの有効期限は、利用の有無に関わらず、配信されたクーポンの最終日の 23 時 59 分までとなります。ただし、予算上限に達した時点で配信されているクーポンの利用はできなくなります。

※他の割引券、クーポンとの併用は可能とします。ただし、併用する場合は、他の割引やクーポンの適用前に、ながはま割による割引を実施してください。

5 「ながはま割」の利用対象とならないもの

(1)土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い

(2)公共料金・各種手数料（振込手数料・電気・ガス・水道料金・保育料・指定ゴミ袋等）

(3)国税、地方税等の公租公課

(4)有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、旅行券、乗車券、チケット類（テーマパークやコンサート等）等の換金性の高いものの購入

(5)令和 8 年 12 月 31 日を越えて利用することができる回数券、食事券及び予約商品

(6)現金への換金、金融機関への預け入れ、宝くじ、公共ギャンブル、パチンコ等への支払い

(7)買掛金、未払金等の支払い

(8)たばこ（電子たばこ含む）

(9)ガソリン、軽油、灯油、重油

(10)スポーツジム、文化教室、学習塾等の月謝（夏期講習等も含む）

(11)保険診療

(12)インターネット販売等、対面以外での決済

※ネット通販で購入した商品を決済する場合も対象外。

(13)長浜市外における販売

※例えば、移動販売を行っている場合で、長浜市外での販売は対象外。

※タクシー利用で、発着地のどちらとも長浜市外の場合は対象外。

(14)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

- (15)特定の宗教・政治団体と関わるもの
- (16)公序良俗に反するもの
- (17)その他、本事業の目的に照らして、長浜市長が適当と認めないもの

6 参加店舗の責務

- (1)本募集要項、事務局が別途提供する参加店舗マニュアル等に基づき、「ながはま割」による割引後の金銭と引き換えに商品・サービス等の提供を行うこと。その際は、利用者の端末画面において「ながはま割」の割引が完了していることを確認すること。その他必要な事務局の指示を遵守すること。
- (2)利用対象外のもの（「5 「ながはま割」の利用対象とならないもの」参照）の取引を行わないこと。
- (3)参加登録完了後にお渡しする参加店舗の販促ツール（ポスター等）を利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (4)取引において、「ながはま割」の利用・対応を拒否しないこと。
- (5)決済時においては、参加店舗がQRコード（事務局から参加店舗ごとに付与するコード）を掲示すること。
- (6)「ながはま割」を用いた取引を行う場合は、不正利用防止の観点から、善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
- (7)提示されたデジタルクーポンに疑義がある場合は、提示者または利用者に対し物・サービス提供を行わないものとし、その事実を直ちに事務局に連絡すること。その他、デジタルクーポンの不正利用等の疑いがある時は、速やかに事務局に報告すること。
- (8)従事する従業員・関係者に「ながはま割」の利用方法を含め、参加店舗マニュアルに記載の内容を周知・研修すること。
- (9)本事業の実施について、顧客等への周知に努めること。
- (10)「ながはま割」の取扱いに関して、長浜市及び事務局から改善要請等があった場合は、それに従うこと。
- (11)「ながはま割」の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責めに帰すると認められる場合は、自ら解決に努めること。
- (12)利用期間中は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退しないこと。
- (13)本事業終了後、「ながはま割」について、事務局よりアンケートへの協力を依頼した場合は、それに応じること。
- (14)社会通念上、通常の営業時間として想定されない時間帯でのクーポン利用は行わないこと。

7 参加店舗の申込方法（登録申請手順）

(1) 「ながはま割」専用申込フォームから、登録申請画面へアクセス



登録申請 URL : <https://2e44c819.form.kintoneapp.com/public/r8nagahama-wari-digicoupon>

(2) 募集要項に記載の内容を理解及び承諾し、登録申請フォームへ必要事項を入力し申請

(3) 事務局にて申請内容を確認し、参加店舗として承認した事業者に対して販促ツールを発送

登録申請期間は、次のとおりです。

■登録申請期間：令和8年4月10日（金）から令和8年5月8日（金）まで

※令和8年4月10日（金）午前10時から登録申請を受け付けます。

※5月8日以降も申請は可能ですが、第1クールから参加したい店舗は5月8日までに必ずお申し込みください。

※申請内容に不備がある場合、参加開始時期が遅れることがあります。不備がある場合は、事務局から確認連絡をさせていただきます。

【申込先・問い合わせ先】

「ながはま割」デジタルクーポン コールセンター

TEL : 050-5799-2919

(4) 登録料は無料で、新たな機器設備の整備は不要

(5) スターターキットの発送

登録が完了した店舗へ、販促ツール等をまとめたスターターキットを順次お届けします。

<送付物>	・店舗掲出用ポスター（A2・A3）	各1部
	・店舗掲出用チラシ	10部
	・三角POP(QRコード付き)	2個
	・店舗掲出用ステッカー	1部
	・マニュアル	1部
	・PINコード	1部

※複数のレジがあり、複数枚のQRコードを必要とする場合は、以下の方法により準備してください。

・店舗側で三角POP（QRコード付き）をコピーして使用。

8 換金手続き

- (1)利用者の割引利用実績は、登録後にお渡しする PIN コードを用いて、店舗用確認画面から確認可能です。
- (2)決済手数料、換金手数料等は一切発生しません。
- (3)振込は、各クール終了後1か月以内に指定の口座へ行います。

9 不正利用・登録取消し

本事業においては、デジタルクーポンの不正読取・割引金の不正受給等一切の不正行為は許されません。万一、以下の(1)～(4)に該当する不正行為があった場合は、参加店舗の登録取消及び換金に関する債権の履行停止、不正を行った事業者名等（斡旋した者も含む）の積極的公表、法的措置等を行うことがあります。

なお、長浜市から調査の協力依頼がある場合は、調査に協力しなければなりません。事前予告なしに調査を行うこともあります。（その際、売上帳、レシート、伝票、決算・申告書等の資料の提出を求められることがあります。）

- (1)偽って対象店舗として登録すること。
- (2)利用対象外のもの（「5 「ながはま割」の利用対象とならないもの」参照）の取引を行うこと。
- (3)「ながはま割」の不正利用（自己・架空取引、デジタルクーポンの不正読取、割引金の不正受給等）を行うこと。
- (4)詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (5)その他、事務局が不相当と判断した行為。

10 その他

- (1)本募集要項に記載のない事項又は定めのない事項に関しては、長浜市がその対応を決定します。
- (2)参加店舗の情報（店舗名称、所在地、電話番号等）は、専用ウェブサイト等で広報を行います。
- (3)予算の状況により、本事業の早期終了の可能性のあることを、予めご了承の上、登録申請してください。
- (4)登録申請の際に取得した店舗情報・個人情報等は、下記以外の目的では使用しません。
 - ① 本事業に関すること
 - ② 今後、長浜市が同種の事業（消費喚起等）を検討または実施する場合の情報提供やアンケート調査
- (5)本事業において長浜市及び事務局が必要と認める場合は調査を行います。

1 1 問い合わせ先

「ながはま割」デジタルクーポン コールセンター

TEL：050-5799-2919

受付期間：令和8年3月27日～令和8年9月30日

受付時間：平日9時00分～17時00分

※クーポン利用期間中は土日祝含め9：00～17：00の時間帯で対応します。